

# 日本高齢者人権宣言策定に向けて一なぜ、今、人権なのか

2020. 6. 8 日本高齢期運動連絡会

## I 日本高齢者憲章から日本高齢者人権宣言へ一人権の旗を掲げる

日本の高齢期運動は、1988年、日本高齢者憲章を生み出しました。それから30年後、日本高齢者人権宣言策定に取り組んでいます。今、なぜ人権宣言が必要なのでしょう。

### 1 高齢期生活への不安の拡大

この30年間に高齢期生活への不安がかってないほどにたかまり、深刻化しています。「ぴんぴんころり」「2000万円貯金」が真剣に語られています。

### 2 いのちの選別ー「姥捨て山」思想の拡大

背景に、いのちの選別が進行し、日本社会の根底に広がっていることがあります。優生思想、劣等処遇論、惰民論など人権保障を否定する考えであり、現代版「姥捨て山」といってよいでしょう。

新型コロナウイルス感染症は、とくに高齢者に影響が甚大で東京都では亡くなった人の9割が高齢者です。コロナ禍を契機に高齢者の人権侵害・剥奪が一層進んでいます。

### 3 差別・人権侵害政策から人権の保障へ

偏見・差別を無くし、高齢期の不安を解消し、安心をもたらすのが国の使命です。そのためには高齢者のみならずすべての人に国が人権を保障しなければなりません。

ところが、日本政府は時に世代間対立をあおりながら高齢者の人権侵害・剥奪政策を押し進め、高齢者への社会的偏見や差別を「作出助長」しているのが実情です。今こそ、国の悪政・無責任体制に対して人権を対置し、人権保障の責任を果たさせる必要があります。

### 4 人権保障の意義

それでは、人権が保障されることの意義はなんでしょう。あとで詳しく述べますので、ここでは項目だけ挙げておきましょう。

- ①人権は、恩恵、権利そして最高位の権利へと発展してきた。
- ②人権侵害・剥奪に対しては、裁判を起し違憲立法審査権を行使できる。
- ③人権は「公助」「支援」ではなく、国により「保障」される。
- ④財政は、人権保障のために発動されなければならない。
- ⑤人権は、たたかひの成果である。

日本高齢者人権宣言こそ、日本の高齢期運動のたたかひの成果であり、「不断の努力」を求める憲法の要請にこたえる新たな運動の第一歩といえるでしょう。

いまこそ、人権の旗を高く掲げ、わたしたちの人権意識を高め、国に人権を保障させ、すべての人が長寿を喜び合える真の長寿社会建設へ飛躍しましょう。

## II 人権保障の歴史と意義

### 1 人権保障の歴史

現代の基本的な人権（人権）は、第二次大戦の悲惨、残虐な結果への深刻な反省から人間の尊厳を理念として出発しました。国連は、1948年世界人権宣言を発し、人権保障とその徹底による世界平和を戦後世界の指針としたのです。1946年に公布され国民主権、平和主義そして基本的な人権の保障を三本柱とした日本国憲法も、世界で最も進んだ憲法として、世界そして日本の人々の熱望にこたえたのでした。

その後、1966年にはすべての人の人権を保障する「普遍的人権」条約として国際人権規約が制定されました。さらに人種（1965年）、女性（1979年）、子ども（1989年）、障害のある人（2006年）など固有のニーズをもつ人々の「固有の人権」を保障する条約が制定され、内容、水準ともに人権保障が豊かに発展しています。ただ、高齢者人権条約は最後に残されています。

人権保障の発展は、人権をめぐる様々な取り組みを通じて形成されてきたものであり、まさに憲法97条にある「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」です。国内外の先人たちの努力すなわち「人権のためのたたかい」によって人権の土台が作られてきました。

この土台をより強固なものに、私たちの人権をより豊かで、確かなものとするために憲法は国民に厳しい「不断の努力」（憲法12条）を求めています。

そして、高齢者の人権保障を充実させていくことは、社会のすべての人々の人権保障の水準を引き上げることにつながります。

高齢者の人権条約づくりは、国際的には第1回高齢化世界会議（ウィーン、1982年）、高齢者のための国連原則（1991年）、国際高齢者年（1999年）、第2回高齢化世界会議（マドリッド、2002年）を経て、2010年に国連総会で「国連高齢化に関するWG」設置が決議されました。条約制定に向けて、WG（作業部会）はすでに10回の全体会議を重ねています。さらに、2015年には南北アメリカ35か国で構成される米州機構が高齢者人権条約を採択し、国連高齢者人権条約制定への機運が世界で一気に高まっています。

こうした動きに呼応すべく、日本国内においては、1987年第1回全国高齢者大会が開催され、翌年の第2回全国高齢者大会では「日本高齢者憲章」（1988年）を採択しました。以降、高齢者大会をはじめ自治体敬老宣言づくり等の活動を通じて、高齢者のための国連原則の定着を目指す取り組みや、高齢者権利条約制定運動が続けられてきました。

1992年には日本高齢者運動連絡会、1998年には日本高齢者NGO会議が発足し、1999年の国際高齢者年、2002年の第2回高齢化世界会議に向けて活動し、2014年からは日本高齢者運動連絡会（2016年には日本高齢期運動連絡会に改称）、日本高齢期運動サポートセンターが中心となり、諸団体、個人が国連会議にも参加し、高齢者の人権保障の課題に取り組んでいます。

## 2 人権保障の意義

こうして人権保障は国際的には大きく、豊かに発展してきたのですが、日本では国民の人権意識は弱く、とりわけ日本政府・安倍政権の人権感覚の欠如は著しく人権保障政策の遅れは甚だしいものがあります。改めて人権保障とくに社会保障権の意義を確認しておきましょう。

### ①人権としての社会保障—恩恵から権利そして最高位の人権へ

高齢期生活の中核となる社会保障の権利についてみてみましょう。歴史的には恩恵から権利そして人権へと発展してきました。第二次大戦前の恩恵段階では、お上によって与えられるもので、国民は文句・苦情は言えませんでした。

戦後、権利として保障されますが、国は、生活保護は生活保護法によって与えられたものである、と一貫して主張しています。したがって、生活保護受給、生活水準・内容は国が決めるというわけです（行政裁量）。

また、介護保険法によって介護を受ける権利は、契約によるものとされています。契約ですから保険料や料金を払うことと引き換えに取得できる。すなわちお金がなくて買えない人は、介護が受けられないわけです。

これに対して、人権の保障は、人間であることが唯一の条件で、最高規範である憲法によって保障される権利のなかでも最高位の権利なのです。お金があろうがなかろうが、すべての人に人間らしく暮らしていくのに必要な人、物、金（ニーズ）を保障するものです。

### ②違憲立法審査権が行使できる

人権は最高位の権利なので人権保障の最大の意義は、国、自治体、企業、団体等の人権侵害・剥奪に対し、裁判を受ける権利（憲法 32 条）、違憲立法審査権（憲法 98 条）を行使し立法、行政そして司法を裁き、違憲の法律や行政、判決を無効にし、人権回復・保障を可能にすることができるということです。

### ③「公助」・「支援」ではなく国による「保障」である

高齢者への敬愛、見守り、寄り添いにはこころが大事です。しかし、現在、個人、家族の自助、相互扶助だけではどうにもならない深刻な事態に至っています。優しい心も、国や自治体の「公助」・「支援」ではなく人権保障が大前提です。

「保障」とは、国民の権利であり、他方国には義務があり義務を果たさなければ責任を負わなければならない、ということを意味します。コロナ対策は、補償抜きの支援ではなく、人権保障こそ最優先されるべきです。

高齢者への医療や介護について十分な公的「保障」があつてこそ、家族も十分な愛情が注げるというものです。同時に、家族一人一人の人権、そして人権保障のにない手としての公務員、医療、福祉等の現場の職員の人権保障が大前提であることも強調しておきましょう。

### ④財政は人権保障のために発動されなければならない—軍事費よりも人権保障を

日本国憲法は、国民主権、平和主義と並んで人権保障を柱としていますから国や自治体は、主権者たる国民の人権を保障するのが仕事です。その財政も、人権保障のた

めに発動されなければなりません。

また、憲法は、前文で恐怖（戦争やテロ）と欠乏（飢餓、貧困）から免れ、平和のうちに生きる権利、すなわち平和的生存権を謳い、9条で、戦争・戦力・交戦権を放棄し、25条で生存権を保障しています。

したがって、国民の税金は平和的生存権をはじめとする人権が徹底的に保障された真に平和な国を実現するために使われなければなりません。ミサイル・戦闘機よりもバターを。軍事費よりもすべての人々のいのち、生活、健康を守る人権保障とくに社会保障のための支出が最優先されなければなりません。

#### ⑤人権はたたかひの成果である

繰り返しますが、憲法97条は、人権の本質として、「人類の多年にわたる自由獲得の努力（たたかひ）の成果」であると明言しています。また、憲法12条は、人権・憲法保持のため国民に「不断の努力」義務を課しています。

しかし、日本では、のちに述べるような高齢者の生命権、生存権、生活権、健康権、文化権、労働権、教育権等の人権が侵害・剥奪されているにもかかわらず、可哀そう、気の毒だ、などの感情論、同情論そして仕方ない、自分たちで何とかするしかないというレベルで済まされてはいないでしょうか。

何より、憲法97条が認めるように、人権は、天やおかみからお恵みとして与えられたものではなく、人々の権利のためのたたかひで勝ち取ってきたものです。その侵害・剥奪に対しては、政治、労働、社会的運動そして裁判によってたたかひてよろしい、と憲法はお墨付きを与えているわけです。ちなみに、自民党の憲法改正草案では、97条は全文削除されていることも注意が必要です。

そして、人権は国によって「保障」されるもので、尊重、支援、援助にとどまるものではないということも再度強調しておきましょう。

### Ⅲ 高齢者政策の動向（1980年代以降の社会保障政策を中心に）

国内外における高齢者の人権保障の充実を図る取り組みが進められる一方で、とくに国内の高齢者をめぐる社会保障の政策動向は厳しく、過酷さを増しています。

1980年代以降、社会保障費を抑制・削減する政策が展開され、現在にまで至っていることが主因です。社会保障における自己責任と相互扶助の強調による理念の変質、そして民間活力の活用という市場原理の導入すなわち営利化が企図されてきました。

この社会保障に対する考え方の基調となっているのは、1979年に閣議決定された「新経済社会7カ年計画」であり、この中で示されている「日本型福祉社会論」です。自助・互助が強調され、最後に政府が助ける（公助）という順番で記されています。「効率の良い政府が適正な公的福祉を重点的に保障する」という文言にあるように、直後の1980年代のいわゆる臨調「行革」路線では、社会保障が主な対象とされ、「日本型福祉社会論」の強調などをもとに生活保護の適正化政策や、社会保障給付削減などが実行されました。

社会保障制度審議会によるいわゆる95年勧告（1995年）では、社会保障制度を「み

んなのためにみんなでつくり、みんなでささえていくもの」として、政府の責任すなわち公的責任を曖昧なものにしました。憲法の生存権保障にたいする政府の公的責任を明確にしていた 50 年勧告（1950 年）は大きく変質させられました。

社会保障は国・自治体の公的責任において整備され行われる必要があるにもかかわらず、2000 年 4 月からスタートした介護保険制度を契機として、株式会社など多様な事業主体の参入が促進されています。介護保険制度は社会保障の市場化、産業化、営利化の第一歩として位置づけられたものでした。

そして、2012 年の社会保障制度改革推進法により、自助、共助、公助が社会保障の基本とされ、憲法 25 条の生存権保障条項の立法改憲にまで至っています。社会保障は、権利としての保障ではなく、国の責任を伴わない単なる支援、援助へと格下げされてしまいました。

#### IV 高齢者の人権をめぐる状況と全世代型社会保障

その中で、高齢者が置かれている状況は、深刻な事態となっています。社会的に孤立した状態で起きる孤独死・孤立死、家庭や施設で起きる高齢者の拘束・虐待・殺傷、介護で心身ともに疲労困憊したことによる介護殺人や介護心中などが連日各地で起きています。

高齢者が置かれている状況は、自己責任や地縁・血縁による相互扶助が強調されたところで、解決する問題ではないことが明らかです。介護サービスが商品化され、購買力によって利用できるサービスの格差が生じ、自己負担もますます増大しています。

高齢者の所得保障として重要な公的年金に関しては 2004 年以降、給付抑制と保険料負担増、そして支給開始年齢の引き上げが行われてきました。低位な給付水準である公的年金のさらなる引き下げだけでなく、生活保護基準の引き下げ・受給抑制も継続的に実施されています。また、高齢者、後期高齢者の医療費負担増も狙われています。

社会保障費を抑制するために様々な政策的対応がなされ、社会保障の理念の変更、公的責任の後退、人権の矮小化といった事態が連続して起きています。貧困が深刻化し、格差・不平等が拡大し、固定化されつつあります。

こうしたなか、これまでの社会保障をめぐる政策の総決算ともいえる全世代型社会保障改革が進められています。①高齢者の雇用・労働、②予防・健康づくり、③人生 100 年時代を見据えた社会保障改革を重点課題とするものです。

改革の具体的な内容は①御上に頼るな、②病気になるな、③要介護になるな、④少なくとも 70 歳までは働け（できれば死ぬまで働け）というものです。人口減少で懸念される労働力不足を補う政策的対応です。労働力として期待できるかどうか、だけで人々の生きる価値を選別し不安定・無権利状態にする露骨な改革内容です。

もちろん、生涯ずっと働きたいという人もいるでしょう。予防を重視し健康づくりを進めることについても、およそ反発が少ないと考えられます。こうした部分を巧妙に取り入れた改革です。

公的年金の支給開始年齢は 65 歳から 70 歳へと引き上げられていくこととなります。年金の給付がなければ働かざるを得ません。年金給付額も低位な水準にとどまっております。さらに引き下げられ、働くことが事実上強制されています。

高齢期の過ごし方、生き方について、単一の価値観が押し付けられています。働かないという選択など、多様な価値観を認める社会でなければ人権が保障されたとはいえません。誰でも病気になり、介護を必要とする状態になる可能性があります。

このように、社会保障については、自己責任と相互扶助を基盤とし、国の責任を放棄し、社会保障費を抑制・削減する政策が続けられています。これは、高齢者の雇用・労働を契機とした「社会全体の雇用・労働改革」でもあります。また、予防・健康づくりを中心に市場化・産業化・営利化を企図しています。

こうした改革で、高齢者のみならず、子ども、若者はじめすべての人々の人権保障が充実するとは到底考えられません。

## V 日本高齢者人権宣言に向けて

自ら暮らしたい地域で住み続ける権利は、憲法はもちろんのこと、世界人権宣言、国際人権規約にもとづく国連諸原則において明記されている基本的な権利です。

どの地域であっても、高齢期を生きる人々の人権が保障されなければなりません。自己責任や相互扶助が強調され、高齢期であっても働くことが事実上強制されるような社会であってはなりません。高齢者の自己決定や選択の自由が保障され、できる限り最高水準の健康を享受する健康権が保障される必要があります。生活する上で生きるか死ぬかのギリギリの最低限ではなく豊かな所得保障、誰でも、どこでも、いつでも、医療や介護等を利用することができる社会保障、スポーツや文化を楽しみ、人とつながることができるという人間の尊厳にふさわしい保障が重要です。

家族の犠牲ではなく、家族一人一人の人権も保障されてこそ高齢者の人権も十分に保障されるのです。

また、高齢者の人権保障のにない手である、医療や介護、社会福祉施設などの職員の人権保障も重要です。現場で働く人々の人権保障なしに高齢者の人権保障はありえません。

私たちは、国内外の先人達の権利のためのたたかいによって形成されてきた人権の土台をより強固にそしてより豊かなものとし、高齢者の人権保障の発展を図るための「不断の努力」として協同することを誓い、ここに日本高齢者人権宣言策定を提唱します。

日本高齢者人権宣言は高齢期運動の要求と目標の指針として掲げられるものですが、国民主権・民主主義と人権保障、平和主義を掲げる日本国憲法を守り、豊かに発展させるためのすべての人々との連帯の象徴となるでしょう。

# 日本高齢者人権宣言（第一次草案）

2020年6月8日 日本高齢期運動連絡会

## 前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。

基本的人権（人権）とは、それ無くしては人間として生きていけない生きる基本の保障です。その理念は、人間の尊厳です。尊厳の本質とは、すべての人が価値において平等で、取って代われないことと、一人ひとりが自己決定できるということです。尊厳が保障されたといえるのは、人権が十分に保障されたときにほかなりません。

日本国憲法は、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存すること、すなわち平和的生存権を確認し、国民主権、平和主義と並んで人権の保障を柱としています。

そして、憲法97条は、人権とは、人類の多年にわたる闘いによって勝ち取ってきたものであると明言し、さらにこの憲法と人権を「不断の努力により保持」（憲法12条）することを国民の義務としているのです。

日本における高齢者人権宣言とは、高齢者やすべての年齢の人々の現在と未来に、希望と輝きをもてる真の長寿社会を創造するための基本原則を掲げるものです。

いま、なぜ高齢者の人権宣言が必要なのでしょうか。

コフィー・アナン元国連事務総長は、「アフリカでは、高齢者が1人亡くなると、図書館が1つ消えるといいます」と演説し、世界中のどの地域でもこれは真実であり、高齢者は、過去と現在、そして未来を結ぶ仲介者であり、その知恵と経験は、社会にとってかけがえのない宝であると強調しました（2002年マドリッド、第2回高齢化世界会議）。

認知症、障害、病気であっても、寝たきりであっても、すべての高齢者が社会にとっての図書館であり、宝として尊重されなければなりません。

しかし、現実には、日本をはじめとして全世界の高齢者の人権保障は不十分です。日本では、少子・高齢化を口実に、公助を基本とし、民営化・営利化を進める社会保障政策により高齢者の生命権、生存・生活権、健康権、文化権等の人権侵害・剥奪が深刻化しています。

世界でも高齢化が急速に進むなかで、とりわけ発展途上国の高齢者の人権侵害が確認され、高齢者の人権保障の重要性が認識されています。高齢化への対応と高齢者への人権保障は、人類が挑戦すべき課題となっているのです。

国際連合は、すでに女性、子ども、障害のある人の固有の人権を保障する国際条約を制定してきました。日本も批准しています。最後に残されたのが高齢者で、今、高齢者人権条約の制定に向けて努力を重ねています。

高齢者一人ひとりの人権が保障されるとは、具体的にどういうことでしょうか。

それは日本高齢者人権宣言に謳われた本文すべての人権が、全面的かつ十分に保障された状態です。

さらに、高齢者の人権保障を徹底することは、すべての年齢の人々への普遍的人権保障を実現し、社会を豊かに発展させることに連なります。

わたしたちは、日本政府に、この高齢者人権宣言が掲げる理念、原理、原則にもとづく立法、政策の実現、そして、高齢化・長寿先進国として、国連の高齢者人権条約制定にリーダーシップを発揮することを強く求めます。

わたしたちは、高齢者の人権保障を実現するために、日本高齢者人権宣言を高齢期運動の共通の理念・目標とし、世界中のすべての年齢の人々と連帯した行動をとることをここに宣言します。



# 高齢者に保障される人権

この高齢者人権宣言は、前文の内容をふまえて、高齢者の人権保障のための基本的な原理を示した「Ⅰ基本原理」、保障されるべき具体的な人権の種類を掲げた「Ⅱ高齢者に保障される人権」、人権保障の責任主体に関する「Ⅲ国・自治体・企業の責任」、そして人権の実現と促進に向けた高齢者自身の決意表明として「Ⅳ人権保障にむけた不断の努力義務」という四つの部分から構成されています。

## Ⅰ 基本原理

高齢者のすべての人権保障と、高齢者に関係する制度や施策の立案・実施にあたっては、次の5つの原理が基本とされなければなりません。

**尊厳** 一人ひとりがその価値において平等であり、他者とは取って代えられない、かけがえのない存在として尊ばれること

**独立** 家族や地域、国や自治体から十分なサービスを受けながら、身体的にも精神的にも他者から支配されず、自己決定に基づいた生活を送ること

**参加** 社会の構成員として社会のあらゆる側面に関与し、影響力を行使できること

**ケア** 尊厳や独立の保持に必要な医療、長期ケア、所得、文化、学習などが十分保障されること

**自己実現** 生涯にわたって自己の可能性を最大限に伸ばし、追求できること

## Ⅱ 高齢者に保障される人権

### 1【年齢による差別の禁止】

高齢者は、他の年代の人々と平等な権利が保障されます。年齢によって差別されてはなりません。

とくに、高齢で、女性、障害のある人、他者からケアを受けている人、性的・民族的・思想的な少数者、貧困状態にある人など複合的な差別を受けやすい高齢者が差別されず、平等な権利が保障されなければなりません。

### 2【いのちと尊厳が守られる権利】

高齢者は、他の年代の人々と等しく、生きる権利があり、生涯にわたって尊厳を守られる権利があります。死後においても、尊厳を損うような扱いをされてはなりません。

### 3【自律的で独立した生活をおくる権利】

高齢者は、一人ひとり個性や能力が異なる存在であることを基本とし、生活のあらゆる場面において他者から支配されず、自己決定が保障されます。

高齢者は、必要な食糧、水、住居、衣類、健康、長期ケア、所得が保障されることを通じて、独立した生活を営むことができなければなりません。

#### **4【社会に積極的かつ全面的に参加する権利】**

高齢者は、社会に積極的かつ全面的に参加する権利があります。とくに高齢者に直接関係する制度や施策の立案・実施・検証には、高齢者と高齢者団体の積極的参加が保障されなければなりません。

#### **5【身体的自由と安全、暴力・虐待を受けない権利】**

高齢者は、安全に生活する権利があります。高齢者に対するあらゆる身体的、精神的、性的な拘束・虐待・暴力、経済的な搾取は許されません。

#### **6【残虐かつ非人道的な取り扱いをされない権利】**

高齢者は、残虐で非人道的な扱い、品位を傷つける扱いを受けない権利があります。

#### **7【自由に考え、信仰する権利】**

高齢者は、自由に自己の考えや思想をもち、宗教を信仰する権利があります。宗教団体などが高齢者の心身や財産を搾取することは許されません。

#### **8【表現の自由、言論の自由、情報にアクセスする権利】**

高齢者は、自分の考えや情報を自由に表現したり、発信する権利があります。また、必要な情報にアクセスし、情報を取得する権利があります。これらの権利を行使するため、情報通信のための機器やシステムは、高齢者の固有のニーズに配慮して、利用しやすいものでなければなりません。

#### **9【プライバシーと名誉が守られる権利】**

高齢者は、プライバシーが守られ、名誉を侵害されない権利があります。私生活や家族、住居、通信には、国や他者が不当に立ち入ることは許されません。とくに病院、福祉施設や避難所においては、プライバシーの権利が十分に守られなければなりません。

#### **10【十分な生活水準への権利、社会保障の権利】**

高齢者は、自分と家族のために必要な食糧、衣類、住居等を内容とする、十分な生活水準を保障される権利があります。その水準は、社会の変化にあわせて絶えず改善されなければなりません。

高齢者は、尊厳を保持し、自律的で独立した生活をおくるため、年金、医療、介護、社会福祉サービス、生活保護などを含む必要な社会保障を受ける権利を有します。社会保障の権利は、費用の心配なく、差別や偏見がなく、誰もが簡易に利用で

きる方法によって保障されなければなりません。合理的な理由なく、社会保障の水準を引き下げることが許されません。

### **11【最高水準の健康を享受する権利】**

高齢者は、到達可能な最高水準の身体的、精神的な健康を享受する権利を有します。

また、健康を保持・回復するために必要な医療（健康づくり、予防、治療、リハビリテーション、緩和ケアを含む）を受ける権利があります。自分の健康と医療については、十分な情報を受けた上で、自己決定が保障されなければなりません（インフォームド・コンセント）。

### **12【長期ケアをうける権利】**

高齢者は、必要な長期ケアを受ける権利があります。そのケアは、本人の自己決定に基づき、できる限り本人が望む場所（自宅、施設、別の家）で提供されなければなりません。また、高齢者の尊厳、独立と自律、プライバシーが守られる、質の高いケアが受けられなければなりません。

高齢者を介護する家族には、必要なサポートを受ける権利があります。この権利を含め家族一人一人の固有の人権が保障されなければなりません。

### **13【労働権】**

高齢者は、他の年代の労働者と等しい条件で、働きがいのある人間らしい（ディーセントな）仕事につき、労働にみあった待遇と報酬を受ける権利があります。

### **14【学習する権利】**

高齢者には、学習権と、生涯にわたって自己の可能性を伸ばし発達する権利があります。

とくに、次の分野の学習の機会が保障されなければなりません。

- ・ 高齢期になっても仕事を続けられるように、職業教育・職業訓練
- ・ 新たな科学・技術や情報通信技術を利用できるよう、情報や科学技術に関する教育
- ・ 必要な社会保障、医療、長期ケア等を受ける権利についての教育
- ・ その他、自己の権利を行使するための制度や方法に関する教育

### **15【文化および科学の成果を享受する権利】**

高齢者は、文化や芸術を楽しみ、その創造と発展に寄与する権利があります。また、科学技術の成果を享受する権利があります。

## **16【レクリエーション、余暇、スポーツの権利】**

高齢者は、健康と生活の質を高めるため、レクリエーション、運動、余暇を楽しむ権利があります。ケアを必要としたり、経済的困難がある高齢者であっても、等しくその機会を享受できなければなりません。

## **17【居住の権利、健康的な環境についての権利】**

高齢者は、健康的で快適な、適切な水準の住居と環境で暮らす権利があります。高齢者が希望する限り、住み慣れた住居と地域に住み続ける権利があります。

住居は人権であることをふまえて、誰もが利用しやすい物理的、経済的条件によって利用できなければなりません。

## **18【交通権、移動の自由、建物等へのアクセス権】**

高齢者には、交通権と移動の自由があります。道路、交通機関、施設・建物、サービスは、高齢者の固有のニーズに配慮して、実際に利用しやすいものでなければなりません。

## **19【財産権】**

高齢者は、その財産の多寡にかかわらず、自分の財産を保持し、使用する権利があります。高齢者に対する経済的な搾取・剥奪は許されません。とくに、高齢者の尊厳ある生活にとって必要な財産は、けっして剥奪されてはなりません。

## **20【政治参加、行政参加、司法参加、社会参加の権利】**

高齢者とその団体は、自らに関わるあらゆるレベル（国、自治体、地域）の意思決定過程において意見を述べ、その意見が尊重されなければなりません。

高齢者は、選挙や政治活動を通じて、政治に参加する権利があります。

高齢者は、行政施策の立案、決定、実施、検証過程に参加できなければなりません。

高齢者は、裁判を受ける権利をはじめ司法へのアクセスと参加ができなければなりません。

高齢者は、町内会等地域活動、ボランティア活動、スポーツ、文化活動等社会生活のあらゆる面に参加できなければなりません。

## **21【団体を結成し、活動する権利】**

高齢者は、自由に自分たちの団体・組織を結成する権利があります。集会やデモ、行政等との交渉など、高齢者や高齢者団体による自由な活動は尊重されなければなりません。

## 22【災害や緊急事態における権利】

自然災害、原発事故などの人的災害、その他の緊急事態においては、高齢者の固有のニーズが保障されなければなりません。

## 23【審査請求や裁判を受ける権利】

高齢者は、権利が侵害された場合に、裁判や審査請求を提起して、権利回復をうける権利があります。権利救済のための制度は、判断能力が十分でない者など、高齢者の固有のニーズが配慮され、簡易かつ低額で、利用しやすいものでなければなりません。

## Ⅲ 国・自治体・企業の責任

- 1 国は、高齢者の人権保障に対する最終的な義務と責任を負います。
- 2 国と自治体は、この宣言の実現をめざすことを政策の基調としなければなりません。また、すべての企業には、この宣言を基準として活動する責任があります。
- 3 高齢者の人権保障の財源は、国・自治体・企業の負担を原則とします。高齢者に対して、尊厳を保持した生活を妨げるほど高額な費用負担を求めることは許されません。

## Ⅳ 人権保障にむけた不断の努力義務

- 1 高齢者は、生涯にわたって自己の可能性を最大限に発展させ、追求します。
- 2 高齢者は、この宣言に明記されている権利が、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であって、「不断の努力によって保持」しなければならないものであることを肝に銘じ、これらの権利の普及と実現にむけて不断の努力を行います。
- 3 高齢者は、さまざまな年齢の人々と連帯して、高齢者を軽んじる政治・風潮を是正し、すべての年齢の人々の人権が保障される平和で豊かな長寿社会づくりに努力します。
- 4 高齢者は、アジア諸国をはじめとする世界の人々と連帯して、平和、民主主義、人権保障の実現をめざし、すべての年齢の人々の尊厳が保障される平和で豊かな国際社会づくりのために努力します。

### 【参照文献・資料】

○憲法・国際条約等

- ・日本国憲法（1946年11月3日公布、1947年5月3日施行）
- ・世界人権宣言（1948年）
- ・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1966年）
- ・市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966年）

- ・女性差別撤廃条約（1979年）
- ・日本高齢者憲章（1988年）\*
- ・児童の権利に関する条約（1989年）
- ・高齢者のための国連原則（1991年）\*
- ・経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会「一般的意見第6:高齢者の経済的、社会的及び文化的権利」（1995年）
- ・第2回高齢化世界会議「政治宣言」（2002年）\*
- ・第2回高齢化世界会議「マドリッド高齢化国際行動計画2002」（2002年）\*\*
- ・障害のある人の権利条約（2006年）
- ・米州機構「高齢者の人権保障に関する米州条約」（2015年）\*\*\*

○参考文献・資料

- ・賃金と社会保障 1702号（2018年）「特集・高齢者人権条約の実現を！」（\*を所収）
- ・賃金と社会保障 1725号（2019年）「特集・高齢者人権条約の実現を！第2弾」（\*\*\*を所収）
- ・井上英夫『資料と解説 国際高齢者年と国際行動計画』（日本高齢者運動連絡会、1998年）
- ・井上英夫『高齢化への人類の挑戦』（萌文社、2003年）（\*と\*\*及びコフィー・アナン元国連事務総長の演説（2002年高齢化世界会議）の日本語訳を所収）
- ・日本高齢期運動サポートセンター『高齢期運動のブックレット No.4: 人生100年時代の社会保障と高齢者の人権確立を目指して』（2019年）
- ・国際連合広報センターHP「すべての年齢の人にとって暮らしやすい社会を築き上げよう」（コフィー・アナン元国連事務総長の演説（2002年高齢化世界会議）の日本語訳）  
[\(https://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/1231/\)](https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1231/)
- ・井上英夫「主要国際条約と国際年」（年表、2019年）
- ・鐘ヶ江正志「国連高齢者人権条約制定と日本高齢期運動の動向」（年表、2020年）